

豊川市休日夜間急病診療所運営協議会運営要綱

(総 則)

第1条 この要綱は、豊川市休日夜間急病診療所条例（昭和56年条例第2号。以下「条例」という。）第7条に規定する豊川市休日夜間急病診療所運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、条例に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会長)

第2条 協議会には、会長を置き、社団法人豊川市医師会の会長をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第3条 協議会の会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、協議会の運営上必要であると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

第4条 協議会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。